51　特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）
52　情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和四年法律第三十九号）
53　官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）
54　重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）
55　食料供給困難事態対策法（令和六年法律第六十一号）
56　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）
57　デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）
58　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）
59　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）
60　総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）
61　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）
62　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）
63　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）
64　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）

第６　この法律は、一部の規定を除き、防災庁設置法の施行の日から施行するほか、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。（附則第一条～第八条関係）

◇自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十七号）（法務省）

１　自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令の一部改正

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律施行令について所要の規定の整理を行う。（本則関係）

２　施行期日

この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。（附則関係）

◇電波法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第二百二十八号）（総務省）

１　無線局の落成後の検査等に係る手数料の額を見直すとともに、電子情報処理組織を利用する方法により船舶局無線従事者証明の申請等を行う場合の手数料の額の特例を定める等をする。（本則関係）

２　施行期日等

⑴　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他所要の経過措置を定める。

◇社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び精神保健福祉士法施行令の一部を改正する政令（政令第二百二十九号）（厚生労働省）

第１　社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正

１　社会福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万四千三百円とする。（第十二条第一項関係）

２　介護福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万五百十円とする。（第十二条第二項関係）

第２　精神保健福祉士法施行令の一部改正

精神保健福祉士試験の受験に係る手数料の額を二万八千九百十円とする。（第二条関係）

第３　施行期日

この政令は、令和八年七月十八日から施行する。

◇日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とニュージーランド政府との間の協定（条約第十六号）（外務省）

この協定は、日本国の自衛隊とニュージーランド国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものであり、その概要は、次のとおりである。

１　この協定は、自衛隊とニュージーランド国防軍との間における、双方の参加を得て行われる訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品若しくは役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条関係）

２　いずれか一方の締約国政府が、他方の締約国政府に対し、１に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の締約国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができること等を定める。（第二条関係）

３　この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと、物品又は役務を受領した締約国政府は、当該物品又は役務を提供した締約国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した締約国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条関係）

４　この協定に基づいて行われる物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。（第四条関係）

５　この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両締約国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること等を定める。（第五条関係）

６　この協定の規定が日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するニュージーランド国防軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと、両締約国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条関係）

７　この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の締約国政府が他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること等を定める。（第七条関係）